明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 政令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

## 政令第七十四号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

| 区分 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|
| 内閣の機関 | 一、二四五人 | うち、一六人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 内閣府 | 一四、三七一人 | うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 復興庁 | 二一二人 | |
| 総務省 | 四、八〇八人 | うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 法務省 | 五四、一五一人 | 一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。<br>二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。 |
| 外務省 | 六、二八一人 | うち、一六八人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 財務省 | 七二、一五七人 | うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 文部科学省 | 二、一三三人 | うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 厚生労働省 | 三一、八二〇人 | うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 農林水産省 | 二〇、七四七人 | うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 経済産業省 | 七、九九〇人 | うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 国土交通省 | 五八、四九六人 | うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 環境省 | 三、一七三人 | うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 防衛省 | 二〇、九〇三人 | うち、二〇、八七六人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 合計 | 二九八、四八七人 | |

第一条第二項の表を次のように改める。

| 区分 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|
| 宮内庁 | 一、〇六一人 | うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 公正取引委員会 | 八四〇人 | 事務総局の職員の定員とする。 |
| 国家公安委員会 | 七、九七五人 | 一　警察庁の職員の定員とする。<br>二　うち、二、二一〇人は、警察官の定員とする。 |
| 個人情報保護委員会 | 一三一人 | 事務局の職員の定員とする。 |
| 金融庁 | 一、六〇八人 | |
| 消費者庁 | 三六三人 | |

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　改正後の行政機関職員定員令（次項において「新令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

| 区分 | 期間 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 内閣の機関 | 平成三十一年六月三十日までの間 | 一、二四三人 | うち、一六人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 内閣府 | 平成三十一年四月三十日までの間 | 一四、三七八人 | うち、五一人は、特別職の職員の定員とする。 |
| | 平成三十一年五月一日から同年六月三十日までの間 | 一四、三九九人 | うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。 |
| | 平成三十一年七月一日から同年九月三十日までの間 | 一四、四〇〇人 | うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 総務省 | 平成三十一年九月三十日までの間 | 四、八三四人 | うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 法務省 | 平成三十一年九月三十日までの間 | 五四、一七八人 | 一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。<br>二　うち、一一、八七三人は、検察庁の職員の定員とする。 |
| | 平成三十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間 | 五四、一六四人 | 一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。<br>二　うち、一一、八七三人は、検察庁の職員の定員とする。 |
| 財務省 | 平成三十一年九月三十日までの間 | 七二、二三八人 | うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 |